

通行止めに伴う乗継調整について

通行止めにより高速道路を一旦流し出し、通行止め区間を迂回して、再流入して順方向に乗り継がれるお客さまには、ご利用区間に応じて通行料金を調整する「乗継調整」を実施します。

○乗継指定IC(別紙参照)

通行止め箇所	流出指定IC	再流入指定IC
【東関東自動車道】 茨城空港北IC⇒ 茨城町JCT	【東関東自動車道】 茨城空港北IC	【北関東自動車道】 (西行き)茨城町西IC、友部IC、笠間西IC (東行き)茨城町東IC、水戸南IC 【東水戸道路】 水戸大洗IC 【常磐自動車道】 (上り線)友部SAスマートIC(ETC 限定) 岩間IC、千代田石岡IC (下り線)水戸IC、那珂IC

◆乗継調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

○ETCをご利用のお客さまは、流出指定ICを無線走行していただき、再流入指定ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)

○乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。

なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

○現金等でお支払いのお客さまは、流出指定ICで「乗継証明書」をお受け取りのうえ、再流入指定ICで「通行券」をお取りいただき、

最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と「通行券」をお渡しください。

乗継調整のご案内

